

審 査 基 準

A-e-7

令和元年12月1日作成

法 令 名： 道路交通法
根 拠 条 項： 第94条第2項
処 分 の 概 要： 免許証の再交付
原権者(委任先)： 愛知県公安委員会（仮免許証の再交付については、愛知県警察本部長）
法 令 の 定 め： 道路交通法施行規則第21条（免許証の再交付の申請の手続き）
審 査 基 準： 「法令の定め」に尽くされている。
標 準 処 理 期 間： 運転免許試験場、東三河運転免許センターは1日、再交付窓口を開設している警察署及び幹部交番（別紙参照）は16日（行政庁の休日は含まない。）。
申 請 先： 運転免許試験場、東三河運転免許センター又は別紙の警察署若しくは幹部交番
問 い 合 わ せ 先： 愛知県警察運転免許試験場免許管理係 電話 (052) 801-3211 内線 320
備 考：